

(案)

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(沖縄北部森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成26年4月	1日
至	平成31年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(沖繩北部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成26年3月策定、計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）の、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。